



No.17

mi.ra.i.e

つなごう・未来へ

出版に働くものだからこそ、できること

2016年9月10日発行

編集・発行 出版労連（日本出版労働組合連合会）〒113-0033 東京都文京区本郷 4-37-18 いろは本郷ビル 2階

TEL 03-3816-2911 FAX 03-3816-2980 E-mail rouren@syuppan.net URL <http://www.syuppan.net/>

“視られていること” 許せますか？



監視によって世界は「安全」になるのか スノーデンとの対話

小笠原 みどり (ジャーナリスト)

空港のボディ・チェック、街角の監視カメラ、職場の ID カード、運転免許証やパスポートの IC 化、そして共通番号（マイナンバー）制度—私たちの身体や動向をチェックし、データ化するシステムが、政府と民間の両分野で増殖し続けている。欧米の場合、こうした電子監視システムは 9.11 以降の「対テロ戦争」下で急速に発達した。日本もこの戦争構造に組み込まれてはいるが、日常的には「安心・安全」「便利」のかけ声のもとに、個人情報情報の把握と利用が拡大している。だが、すべての人々を対象とした大量監視システムは本当に私たちの「安心・安全」につながっているのだろうか？

1999 年に強行採決された盗聴法案の審議時から監視問題について取材してきた私は、今年 5 月、エドワード・スノーデンにインタ

ーネットを通じてインタビューした。スノーデンは米国家安全保障局（NSA）の元契約職員で、米国が秘密裏に張り巡らした世界電子監視網を 2013 年 6 月、内部告発した人物だ。電話、Eメール、チャット、ビデオ通話、ネット検索といった、世界中の通信を米政府が収集しようとしていることを裏づける機密文書の公開は、世界を震撼させた。

インタビューでスノーデンは、現在の大量監視システムが、欧米で続くテロの阻止や捜査に役立っていないことを指摘した。彼は、人々の安全のために必要があれば国家が個人情報情報を収集することを容認する立場だ。が、特定の被疑者ではなく、すべての人々の情報を収集すれば、「世界中の光ファイバーを通過する情報の波は、個人やチームが理解できる範囲を超え」、「テロ被疑者はこの膨大な

情報の波間に消えてしまう」と言うのだ。これは NSA 上級サイバー工作員だった彼の実感だろうが、実は、米政府の NSA 検証機関も「盗聴プログラムが対テロ捜査の成果に具体的に役立ったケースは 1 件もなかった」という報告を 2014 年初めに出している。さらに、昨年パリ襲撃事件や今年 3 月のブリュッセル自爆殺傷事件でも、捜査機関が被疑者に関する情報を事前につかんでいたのに事件の防止に生かせなかったことが報じられた。事件が起きるたびに監視の強化が叫ばれるが、英紙ガーディアンは「こうした失敗こそ米仏の諜報機関が注視すべき点である。悲劇につけこんで、大量データ収集による監視を正当化する機会にするよりも」と書いている。

大量監視システムは人々の安全を守るのに無力なだけでなく、権力を腐敗させてもいる。スノーデンは、NSA 職員によるシステムの乱用にも注意を促した。ワシントン・ポストによれば、NSA の内部運用規定に反する情報取得が 2012 年 5 月までの 1 年間だけで 2776 件に上ることが内部監査でわかった。世界監視網を使って、自分の恋人や配偶者、元ガールフレンドの電話やメールをスパイしていた職員が少なくとも 10 人以上判明している。他人の行動を盗み見できるという能力が職員を墮落させる一方、乱用の詳細は「国家機密」のベールにくるまれ、職員の責任が問われることはない。

スノーデンは問う。人々の安全に役立たず、権力を腐敗させる監視システムは、では、なぜ存続するのか？

その答えの断片は、昨夏ウィキリークスが公表した日本の政府や企業を対象とした NSA の大規模盗聴事件「ターゲット・トーキョー」に見え隠れしている。公開された内部文書によれば、NSA は少なくとも第一次安倍内閣時から内閣府、経済産業省、財務省、日銀、同職員の自宅、三菱商事の天然ガス部門、三井物産の石油部門など計 35 回線の電話を盗聴し、金融、貿易、エネルギー、環境問題について、米國務省や「ファイブ・アイズ」

(NSA と緊密な協力関係にある英語圏の国々、米国、英国、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ) などに情報を提供していた。典型的な外交スパイ、経済スパイ行為といえる。

米国内ではまた、テロとは無関係な弁護士や大学教授といったムスリムのリーダーたちが集中的に監視されていた。政治的に保守派、「愛国的」と呼べる市民を含めて。その一方、調査報道ジャーナリストが国家の「脅威」として監視リストに上っていることも発覚。英国の諜報機関が人権団体などを弱体化させるために、ネット上に嘘の情報を流し、社会心理の操作をしていることも、スノーデンの暴露によって明るみに出た。大量監視システムは実際、グローバルな支配関係の防御に様々な用立てられている。

それでもあなたは思うかもしれない。「私は別に政府に隠さなくちゃならないことはないから、監視されても構わない」「自分には関係ない」と。

だが、ターゲット・トーキョーが示すのは、米国の要求に逆らわない日本ですら徹底的な監視の対象にされたという事実だ。大量監視システムは、どんなに従順で、常日頃から他人と同じように行動している人たち、監視されても構わないと信じる人たちをも、執拗にとらえ、いつでも「危険人物」へと変えうる。

「危険」の基準は常に不明確で、あなたにはわからない。「自分には関係ない」つもりでも、プライバシーの消滅によってあなたの行動は確実に変わるだろう。

スノーデンは言う。「プライバシーはなにかを隠すためではなく、守るためにある。それは個です。プライバシーは実は、個人の権利の源です。プライバシーがなければ、言いたいことを言い、あるがままの自分ではいることはできない。それは全人格を集団に吸収されることです」と。

監視は世界を安全にはしない。むしろ高度な技術を刃に、世界を個にとって息苦しく、危険な場所へと変えつつある。



「監視と密告」の社会に道をひらく刑事訴訟法等の改悪

加藤 健次（弁護士 東京法律事務所）

「冤罪防止」のはずが「治安強化」が前面に

本年（2016年）5月24日、刑事訴訟法等改正案が参議院で可決、成立した。

今回の法改正は、冤罪事件を生み出してきた捜査の構造的な問題を解決することを本来の役割としていた。取調べ過程の全面可視化はその重要な第一歩として位置づけられていた。しかし、警察や検察の抵抗によって、取調べの全過程の全面可視化は骨抜きにされる一方、盗聴法の適用拡大・要件緩和と司法取引制度の導入という捜査機関の権限を拡大する内容が法案に盛り込まれた。

さらに、国会での趣旨説明では、「世界一安全な日本をつくる」という治安強化の視点が前面に打ち出された。

「盗聴の自由化」につながる盗聴法の適用拡大・要件緩和

憲法21条2項は「通信の秘密は、これを侵してはならない」と規定する。盗聴は、この規定に真っ向から反する捜査手法である。

盗聴法（通信傍受法）は1999年に成立したが、強い反対意見のもとで、対象犯罪をいわゆる「組織的犯罪」に限定すること、通信事業者の立ち会いを要件とすることなど、捜査機関にとっては「使いづらい」法律となった。

今回の改定によって、対象犯罪は、窃盗、詐欺、恐喝、逮捕監禁など一般犯罪にまで広げられた。「組織的要件」が設けられているといわれるが、複数の人間が関与すれば要件を満たすことになっており限定にはならない。これまでは警察が通信事業者の事業所に赴いて職員の立ち会いの下でなければ実行できなかったが、立ち会いなしに、かつ通信事業者からのデータ転送によって全国の警察署から盗聴ができることになった。

この結果、盗聴は一般的な捜査手法となり、犯罪とは関連のない膨大な会話やメールなどの通信が、公然と捜査機関の監視下に置かれることになる。

「密告」奨励の司法取引制度

今回の改定では、他人の犯罪の立証に協力する見返りに、自分の罪を免れたり、軽くしてもらおうことを検察官と合意するという、司法取引制度が導入された。他人に罪を押しつける虚偽の証言によって、これまで多くの冤罪が生み出されてきた。この事実を照らせば、冤罪防止に逆行するものというほかない。

この制度は同時に、「密告」を奨励するものでもある。捜査機関の「協力者」を利用して、様々な団体・運動の活動を監視し、弾圧するために悪用される危険性がある。

「安心・安全」という陥穽

盗聴に限らず、監視カメラの設置など、市民生活の「安心・安全」の確保を理由とした捜査手法が拡大されている。そこでは、「平穏な生活を確保するためには、プライバシーの一定の制約は仕方ない」という論法がまかり通っているように思われる。

犯罪を根絶するために最も有効な方法は全ての人々の行動を権力が監視することであるとよくいわれる。こんな社会は誰も望まないだろう。しかし、いまの動きはどうか。権力の刃は常に自分以外の「悪者」に向けられるという保障はないのである。

いま必要なのは、「分断と監視」による「安心・安全」の確保ではなく、社会的な連帯と相互理解を進めることなのではないだろうか。

「戦争をする国」づくりを許さないために

安倍政権は、特定秘密保護法の制定・施行に続けて、「共謀罪」の成立を企図している（特定秘密保護法には、独立共謀罪の規定がすでに盛り込まれている）。盗聴や司法取引は、「共謀罪」と極めて親和性が高い捜査手法である。

「監視・密告」は、戦争につながる道である。改悪刑訴法の濫用をさせない取組みが求められている。



「表現の自由」というインチキ

昼間 たかし (ルポライター)

あくまで筆者の私的なスタンスではあるが「表現の自由」という言葉は極力用いないようにしている。というのも「表現の自由」という言葉は問題をきわめて不明瞭なものにしてしまうからだ。「表現の自由」という言葉は英語では“freedom of speech”あるいは“free speech”と記される。様々な手段を用いて自らの思想や意見、感情を發表する自由であることがわかる。ところが“freedom of speech”“free speech”という言葉とは異なり、「表現の自由」という言葉からは、芸術作品や文学などきわめて限定された分野での自由が連想されてしまう。ゆえにより正確に受け手に訴えたいならば「言論/表現の自由」と表記したほうが誤解を招くことはないのではないかと考えている。

さて、その「言論/表現の自由」が「せばまっている」というのが、今回与えられたテーマである。現実にはそうなのか、私にはわからない。というのも、これまでの人類史上「言論/表現」が完全に自由であったことなど、一度たりともないからである。「言論/表現の自由」とは何かと問われた時に、示されるのはおおかた日本国憲法の第 21 条。あるいは、アメリカ合衆国憲法の修正第一条か世界人権宣言のいずれかである。ここでは、多くの人々が支持し得るであろう蓋然性のある言葉が羅列されている。では、それが「言論/表現の自由」なのかといえば、あくまで、近代国民国家の枠組みの中で権力の側がお目こぼしを与え得るであろう最大限の譲歩を示したものにしかすぎないのだ。

すなわち世に何かを表現する際に、気づかねばならないのは、せばまるか否か以前に「言論/表現の自由」なんてものは、過去から現在に至るまで存在し得たことがないシロモノであるということである。では、未来において

はどうかといえば、それもまた同じである。人間が人間を支配する状況が存在する限り完全な「言論/表現の自由」が存在する状況など生まれることはない。ただ、いつの世にも敢然として存在し得るのは「自由な言論」「自由な表現」をしようとする意志を持った個人だけなのである。だから「表現の自由の危機」を訴えたり「表現の自由を守ろう」と訴える学者や言論人、政治家の類いはすべてインチキと切り捨てて問題はない。それらの人々は結局のところ、おおよその決められた枠の中で権力のお目こぼしを求める物取りの類いに過ぎないのだから。

そうした不自由こそが当たり前の中で、自由な言論や表現を求める者を監視するものは時の政府や権力者ではない。むしろ支配される側であるはずの民衆こそが、自由な言論/表現の敵となる。わずかな病人か犯罪者を除けば、世の九割九分九厘は世の中のあまねく枠組みが不変だと願い信じる、保守かりベラルで成り立っている。なればこそ、体制のすべてを揺るがすようなパワーを持ち得る自由な言論/表現を許容することなどない。

時の権力になりかわり自由への渴望を監視し、撃たんとする民衆の存在。自由な表現を獲得しようとすることは、その民衆との敵対を意味している。民衆を敵にすることを恐れては、自由な表現への道は、ただ遠ざかっていくばかりである。

先日の参院選では憲法問題がひとつの争点となった。たかが現状メンテナンスに過ぎない、このような問題に拘泥しても自由な表現の獲得に至ることはない。根源的な自由になろうとする自由を、体制の檻の中へと捕らえんとする「表現の自由を守ろう」という、まがい物の呼びかけに決して賛同はしたくない。



2016年の『1984年』

伊豆野 潔 (出版情報関連ユニオン)

スターリンをほうふつさせる偉大な兄弟＝ビッグ・ブラザーの党が支配するオセアニア、住民はテレスクリーンとよばれる TV と監視カメラと盗聴器を合体させたような受信・発信装置で24時間洗脳され、監視されている。

「偉大な兄弟があなたを見守っている」というポスターが張り巡らされ、党に対する反逆を思想警察があらゆる場所で監視し、密告を奨励している。党のスローガンは「戦争は平和である」「自由は屈従である」「無知は力である」だ。主人公ウィンストンは真理省記録局で働き、党の方針が変わるたびに都合の悪くなった過去を偽造する仕事をしている。

このように監視社会をテーマとする本号においてジョージ・オーウェルの反ユートピア小説『1984年』（ハヤカワ NV 文庫、1972年2月、新庄哲夫訳、新訳あり）は欠かせない。

ジョージ・オーウェルが1945年ごろ構想し、1949年に刊行した、つまりほぼ40年後の近未来を描いた反ユートピア小説を、2016年のぼくらが読むということは、30年以上前が舞台の過去についての小説を読むということだ。そのような過去と現実のねじれの中でぼくらは既視感にとらわれることになる。オーウェルが描いた近未来の悪夢は僕らが生きている現実そのものだから。

党のスローガンの一つである「戦争は平和である」は一見奇妙だが、現代日本でもよく見られる。実質的な軍隊である自衛隊の勧誘コピーが「平和を、仕事にする。」である。また集団的自衛権行使は合憲だとして、米軍とともにいつでもどこでも戦争ができることを可能にした法律の名は平和安全法制である。

労働者の自由が生産手段からの自由であり、働かなければ飢える自由である現代資本主義において「自由は屈従である」ことは自明のことであり、慰安婦や南京事件がなかったか

のような歴史修正主義者の跋扈を見れば「無知は力である」こともしかりであり、これは同時に歴史の改竄が平然と行われていることでもある。

監視社会という点では、テレスクリーンこそないものの、張り巡らされた監視カメラ、国民総背番号制に他ならないマイナンバー、国会前などの集会にたむろする私服の公安、さらにはエシロン、ネットの監視、スマホに埋め込まれたGPSなどなどによって、偉大な兄弟の党のような粗暴なやり方ではなく、極めてく洗練された形でぼくらは監視されているのだ。後半の、主人公が逮捕され、拷問にかけられ陰謀を「自白」させられるところは、1930年代のモスクワ裁判などスターリンの大粛清がモデルだが、その手法は米がグアンタナモで今やっていることと同じだ。

ところで英米では一部の識者をのぞき『1984年』は反共小説と受け止められていたようだ。だが『1984年』は反スターリニズムの小説ではあるが、反共小説ではない。なぜならオーウェルは主人公に「もし希望ありとすればそれはプロレ（これは直ちにプロレタリアを想起させる）階級の中にこそある」と語らせているのだから。全人口の85%を占め、きつい労働、家事、サッカー、ビール、賭博などにしか関心がないプロレ。彼らを統制するのはわけもない仕事で、危険になる可能性のある数人を抹殺すればよく、強い政治的感覚を持つのは望ましくなく、要求されるのは素朴な愛国心だけとみなされているプロレ。これはぼくらではないか。

なお新訳では「プロレ階級」をなんと「プロールたち」と訳している。これこそニュースピーク（オセアニアの公用語。言語を単純にし、複雑な思考ができなくするために作られた）と言っても過言ではない悪訳だ。



【いま観たい映画】『シチズンフォー スノーデンの暴露』 世紀の内部告発を記録したドキュメンタリー

映画『シチズンフォー』(2014)が、日本では今年6月に漸く公開された。2013年に世界を震撼させたスノーデン事件を記録したドキュメンタリーである。ローラ・ポイトラス監督とジャーナリストのグレン・グリーンウォルドは、暗号メールで接触してきた Citizen 4 と名乗る人物に会いに香港へ向かう。2013年6月3日、ホテルで待っていたのは Citizen 4 ことエドワード・スノーデン、29歳。CIA や NSA で高度な機密を扱っていたサイバー・セキュリティのエキスパートだった。

スノーデンは、証拠となる大量の内部資料を提供し、政府の恐るべき通信情報収集・傍受の実態を語っていく。彼がグレンのインタビューに答える形で語り始める最初の瞬間からローラのビデオカメラが記録している。世紀の内部告発をこうして生の映像で観ることができるのはものすごいことだ。スノーデンがどんな表情、口調で語ったのか、どのような人柄でどういう動機から告発に至ったのかを、映像を通して窺い知ることができる。

スノーデンは言う。「ぼくが気になったのは国家権力が、国民の〈反対する力〉を潰している点です」「監視される前のインターネットは史上類を見ない画期的なものでした。それがやがて変わってしまい監視が前提になった」「プライバシーを失えば自由を失う」

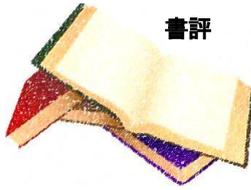
監視・盗聴の可能性を前提に用心を重ねてのインタビュー、そしてどの内容をどういう順序で記事にしていくか、その過程は興味深くスリリングでもある。携帯や IP 電話は盗聴器として遠隔起動できるので要注意。ネットに接続したことのない新品のパソコンでデータを見る。隠しカメラを避けて布を被ってパスワードを打ち込む。記事やデータは必ず暗号化。インタビューの最中に突然ホテルの火災警報が鳴り出し、避難すべきかあるいは当局の監視の罠か…といったくだりは、スノーデ

ンが実名を公表後、脱出してロシアに亡命したことを知っていても、はらはらする。

国家機密の公表は、情報提供者だけでなく報道側も罪に問われかねない。一刻も早く記事を公表したいグレンらと、弁護士の検討も含め慎重を期し掲載許可をなかなか出さないガーディアン側の応酬は、グレンが著述した『暴露』(新潮社、2014)も併せて読むと一層よくわかる。また映画には英国 GCHQ (政府通信本部) がガーディアン社に立ち入り、パソコンを物理的に破壊する映像も記録されている。

人々のプライバシーを侵害する重大なシステム構築を政府が秘密裏に進め、その違法な実態が暴かれても政府は罰せられずに、告発し報じた方が圧力を受け罪に問われるこの現実は何だろう。それでも、映画にはスノーデンに触発され後に続く Citizen の存在が示唆されているし、この映画が公開できアカデミー賞受賞など高く評価されたこと、スノーデンが亡命先で保護されていることには希望を感じる。

一方、スノーデンの告発で世界中が驚愕し反対の声を上げたにもかかわらず違法なシステムは改められず、逆にテロ対策や安全保障を理由に強化されていることに愕然とする。安全のためには仕方がない、自分には関係ないと思っている人も多いようだし、自ら個人情報を発信するネット時代ではプライバシーに対する感覚が麻痺しているのか？ でも勝手に自分の通信が記録され、過去を検索され、さらに特定の情報が通信に出たらリアルタイムで通知され傍受されるといったシステム(スノーデンが暴露した「セレクター」)など、許容できるものだろうか。こんな監視が本当に安全につながるの？ これでいいの？ 本号の小笠原氏への原稿依頼ではこの映画を観て感じた疑問をぶつけた。(松永彩子)



書評

『あたらしい憲法草案のはなし』

自民党の憲法改正草案を爆発的にひろめる有志連合

2016年6月 741円+税 太郎次郎社エディタス

この本は自由民主党が2012年4月に発表した「憲法改正草案」をわかりやすく解説したものです。新しい憲法になるかもしれないこの草案をよく知らない人が多そうなので、現憲法とこの草案のどちらがよいかを判断してもらうために情報を提供している本です。1946年に文部省が中学1年生向けにつくった『あたらしい憲法のはなし』のパロディなのですが、解説に洗脳されれば改憲派に、そうじゃなければ改憲反対派になるでしょう。

この本は、憲法を変える理由、国民主権の縮小、戦争放棄の放棄、基本的人権の制限、強く美しい国へ、と5章にわけて説明しています。

敗戦国だった時代につくられた今の憲法は修理が必要というのが改憲の理由です。他の国の改憲では基本原則には手をつけませんが、草案は三原則も変えます。国があつての国民という憲法に変えるのです。

ところで、基本的人権を制限するのはなぜでし

よう。近ごろ自分の権利ばかりを主張して義務を果たさない人が多すぎます。人権についても、草案では日本の風土に合ったかたちに変えています。行きすぎた個人主義を見直し、国の意向に逆らうことを許しません。秩序ある報道、節度ある表現の自由、個人より家族を大切に(保育も介護も家族の責任)。人権を制限すれば国の仕事は早く進むので国民はむしろ暮らしやすくなるのです。

変えやすくなるのだから、また憲法を変えればよいと思うかもしれませんが、国民主権が縮小され基本的人権は制限され情報は統制されているので、政府に反対する運動も意見表明もできません。二度と引き返せない道に踏み出すのです。という具合に解説されています。

ほかの条文はどうなるのか、よく読んで、どちらの道を選ぶのかよく考えてほしいと思います。

なお『あたらしい憲法のはなし』(抄録)と「自民党改憲草案」(憲法と対照)の資料付。(富山裕美)



これで避難対策は万全

このままで良いわけがない

片岡 輝美 (子ども脱被ばく裁判の会共同代表)

2014年8月29日「子ども脱被ばく裁判」を福島地方裁判所に提訴した。これは「子ども人権裁判」と「親子裁判」の二本立てとなっている。前者は、福島県内の公立小中学校等に通う子どもが原告となり、地方自治体に対し安全な地域で教育を受ける権利の確認を求める。後者は、東電福島原発事故当時、県内に在住していた子どもとその親が原告となり、行政の無為無策によって子どもが無用な被ばくを強いられた責任と慰謝料の支払いを、国や県に求める。

今年8月8日までに6回の口頭弁論が開かれた。前者について被告自治体は、「今の場所での教育を強制しているわけではない。危険だと思ったら自らの判断で別の場所で教育を受ければいい」「安全な地域という場所も特定できていない」といった理由を述べて訴えの却下(門前払い)を求め、裁判所にも、福島の実況が子どもの健康にどのような危険があるかの実体審理に入らぬまま裁判を終わらせる気配があった。しかし、膨大な反論資料を提出した弁護団の尽力、北海道から関西、海外まで広がる「裁判を支える会」が集約した多くの署名、そして何より、毎回の口頭弁論に立つ原告の訴えが、少しずつ裁判官に届いていったのであろう、第6回裁判で、その危機を回避することができた。いよいよ、行政に子どもたちを今より安全な地域で教育をする義務があるかどうかの実体審理に入っていく。

原告は陳述で「子どもの命を守ってほしい」「福島県こそ、私たち親と一緒に国や東電を訴えるべきではないか」と声を振り絞る。これほど真つ当な訴えはないが、県は「子どもは福島の復興の担い手」と言う。原発震災があっても、つくづく日本は子ども一人ひとりを大切にしない社会だ。しかし、だからと言って、このままで良いわけがない。急増する小児甲状腺ガン患者数に危機感が募り、一刻も早く安全な環境を整えるため、裁判の会は第2回署名を始めた。原発震災を防げなかった大人の責任が、今、問われている。

子ども脱被ばく裁判 : <http://datsuhibaku.blogspot.jp>

✿ 編集後記 ✿

テロ対策を口実に「監視社会」という言葉を耳にする機会が増えました。誰が誰に監視され、そこで何が起こるのでしょうか。「隠すことはないから監視されてもかまわない」「自分には関係ない」「安全のためには治安強化もやむなし」などと考える人も多いようです。しかし、本当にそうでしょうか。「監視によって世界は安全になるのか」は、私たちが想像もしなかった監視社会の実態を教えてください。あわせて映画『シチズンフォー スノーデンの暴露』を見れば、「プライバシーの喪失は自由の喪失」であることがわかります。「刑事訴訟法等の改悪」では監視・密告社会の到来に警鐘を鳴らし、「表現の自由というインチキ」では公権力とのせめぎ合いの中で表現の自由を考察します。1949年に刊行されたジョージ・オーウェルの『1984年』を2016年に読み直すと、オーウェルの考えた近未来と私たちの現実が驚くほど似ていることに気付かされます。それでも「自分には関係ない」といえますか。(T)